

特定販売に関する事項（特定販売を行う場合に限る）

1 薬局（店舗）において特定販売する医薬品の区分

（該当するものに○印）

ア 第1類医薬品
イ 指定第2類医薬品
ウ 第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く）
エ 第3類医薬品
オ 薬局製造販売医薬品

2 通信手段

（該当するものに○印及び記入すること）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット販売</li> <li>・カタログ販売</li> <li>・電話販売</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・注文受領の手段（ ）</li> <li>・情報提供の手段（ ）</li> <li>・相談応需の手段（ ）</li> </ul>

3 その他事項

特定販売を行う時間	
特定販売のみを行う時間 （開店時間以外で特定販売を行う場合）	
特定販売の広告における店舗の名称 〔正式名称（申請名称）と異なる場合〕	（正式名称： ）
主たるホームページアドレス及び 主たるホームページの構成の概要 〔インターネット販売を行う場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページアドレス</li> </ul> <span style="font-size: 3em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等閲覧するために必要なパスワード等 （ ）</li> <li>・ホームページの構成の概要は別添のとおり</li> </ul>
カタログ等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり ⇒ カタログ等の概要は別添のとおり</li> <li>・なし</li> </ul>
行政による監督に必要な設備の概要 〔営業時間のうち特定販売のみを行 う時間がある場合〕 * ア、イ、ウの全ての機能が必要	<p><b>画像等を常時電送可能な以下の機能を有する設備</b></p> <p><b>ア. 電子画像又は電子映像を撮影する機能</b> 〔デジタルカメラ・スマートフォン・携帯電話・その他（ ）〕</p> <p><b>イ. 電子画像又は電子映像を送受信する機能</b> 〔パソコン・スマートフォン・携帯電話・その他（ ）〕 〔メールアドレス 〕</p> <p><b>ウ. 通話する機能</b> 〔固定電話・スマートフォン・携帯電話・その他（ ）〕 〔電話番号 〕</p>